平成２２年（フ）第１８５号
滋賀県東近江市建部堺町295番地
債務者　山田日出子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７２２号
京都市南区吉祥院嶋樫山町２番地１　ボナールさざんか105号
債務者　高　　宏之
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９６号
京都市山科区厨子奥苗代元町21番地13　アバルバンみやこ201号
債務者　上田　小菊
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９８号
京都市中京区大宮通蛸薬師下る四坊大宮町161番地　レックスアベニュー四条大宮102号、前住所京都市右京区西院東貝川町62番地１　グランドパレス西院西館408号室
債務者　東海　郷介
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２６号
京都市伏見区久我西出町12番地81
債務者　堀次　晴子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２５号
京都市下京区二ノ宮町通七条上る下二之宮町422番地３
債務者　小林　俊次
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１４号
京都府八幡市男山吉井10番地26
債務者　吉田　直純
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９８号
京都市南区東九条南烏丸町35番地６　市営南烏丸団地２棟253　佐々木方、前住所兵庫県伊丹市鴻池２丁目５番16―305号
債務者　田中ひろこ
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３００号
京都市伏見区向島二ノ丸町387番地　リバーサイド二ノ丸302号
債務者　矢部　久子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１９号
京都市上京区油小路通今出川上る実相院町150番地５　サトウハウス327号
債務者　大塚　　伸
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
京都市中京区壬生森町28番地３　ロイヤルハイツアオキ305
債務者　渡邊　克子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
京都市伏見区深草西浦町６丁目６　31ｓｔ．メイフラワー307号室、住民票上の住所京都市伏見区向島庚申町51番地５　グランデュール壱番館102
債務者　宮本　明幸
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
京都市伏見区深草鈴塚町６番地１　鈴塚市営住宅１棟306
債務者　東出富士代
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
京都市右京区太秦百合ケ本町３番地の２
債務者　牧野　政典
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
京都府向日市森本町野田１番地の19
債務者　川勝　三枝
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
京都市南区唐橋堂ノ前町23番地
債務者　荒川ミサエ
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
京都府八幡市男山弓岡２番地　B24―103
債務者　髙山　盛之
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

第明治三十五種郵便物認可